



介護老人保険施設 エクセレントケア志津 利用料 (短期入所)

□ 短期入所療養介護費 (1日につき)

		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
【超強化型】	個室	632単位	778単位	819単位	893単位	958単位	1017単位	1074単位
【在宅強化型】	多床室	672単位	834単位	902単位	979単位	1044単位	1102単位	1161単位
【加算型】	個室	579単位	726単位	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
【基本型】	多床室	613単位	774単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1052単位

※ 老健は5つの区分(超強化型、在宅強化型、加算型、基本型、その他)に分かれます。

この施設区分は月で変わる可能性があります。

□ 主な加算

夜勤職員配置加算	24単位 / 1日につき	
個別リハビリ加算	240単位 / 1日につき	
認知症ケア加算	76単位 / 1日につき	認知症専門棟利用時
認知症行動心理症状緊急対応加算	200単位 / 1日につき	7日間限度
緊急短期入所受入加算	90単位 / 1日につき	7日間(やむを得ない場合は14日間)限度
若年性認知症利用者受入加算	120単位 / 1日につき	
重度療養管理加算I	120単位 / 1日につき	要介護4・5、他条件あり
在宅復帰在宅療養支援加算I	51単位 / 1日につき	【加算型】
在宅復帰在宅療養支援加算II	51単位 / 1日につき	【超強化型】
送迎加算	184単位 / 片道	施設送迎時
療養食加算	8単位 / 1食	1日3食を限度、食事制限のある方
生産性向上推進体制加算II	10単位 / 1月	
サービス提供体制加算I	22単位 / 1日につき	
介護職員等処遇改善加算I	「短期入所療養介護費」+各種「加算」の合計に7.5%を乗じた額	

※合計単位数に地域区分割合 10.45を乗じた合計のうち、『介護保険負担割合証』に記載された割合が利用者様負担です。

※上記以外にも必要に応じて加算が算定される場合があります。裏面の『加算一覧』を参照ください。

□ 食費・居住費

負担段階		食費	居住費	
			個室	多床室
第四段階	(下記に該当しない方)	1,850円	820円	550円
第三段階②	(住民税非課税世帯・本人の年金収入等120万円超)	1,300円	820円	430円
第三段階①	(住民税非課税世帯・本人の年金収入等80万円超から120万円以下)	1,000円	820円	430円
第二段階	(住民税非課税世帯・本人の年金収入等80万円以下)	600円	550円	430円
第一段階	(生活保護受給者・老齢福祉年金受給者)	300円	550円	0円

※食費の内訳 朝食:510円 昼食:700円 夕食:640円

□ その他の費用

日用品費	200円 / 日
教養娯楽費	150円 / 日

新型コロナ検査料	実費 / 回
文書再発行料	実費 / 通

日常生活上、必要となるもの	実費
---------------	----

特別な室料(特別室)	8,800円(税込) / 日
特別な室料(個室)	4,070円(税込) / 日
特別な室料(2人部屋)	1,650円(税込) / 日

□ 加算一覧(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

加算一覧	要介護	要支援	単位	備考
夜勤職員配置加算	○	○	24単位 /1日につき	
個別リハビリ加算	○	○	240単位 /1日につき	
認知症ケア加算	○	×	76単位 /1日につき	認知症専門棟利用時
認知症行動心理症状緊急対応加算	○	○	200単位 /1日につき	7日間限度
緊急短期入所受入加算	○	×	90単位 /1日につき	7日間(やむを得ない場合は14日間)限度
若年性認知症受入加算Ⅰ	○	○	120単位 /1日につき	
重度療養管理加算Ⅰ	○	×	120単位 /1日につき	要介護4・5、その他条件あり
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	○	○	51単位 /1日につき	【加算型】の場合
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	○	○	51単位 /1日につき	【超強化型】の場合
送迎加算	○	○	184単位 /片道につき	施設側が送迎を行う場合
総合医学管理加算	○	○	275単位 /1日につき	利用中に10日限度
口腔連携強化加算	○	○	50単位 /1月につき	
療養食加算	○	○	8単位 /1食につき	1日3食限度
認知症専門ケア加算Ⅰ	○	○	3単位 /1日につき	
認知症専門ケア加算Ⅱ	○	○	4単位 /1日につき	
緊急時治療管理Ⅰ	○	○	518単位 /1日につき	月に1回3日を限度
生産性向上推進体制加算Ⅰ	○	○	100単位 /1月につき	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	○	○	10単位 /1月につき	
サービス提供体制加算Ⅰ	○	○	22単位 /1日につき	
サービス提供体制加算Ⅱ	○	○	18単位 /1日につき	
サービス提供体制加算Ⅲ	○	○	6単位 /1日につき	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	○	「短期入所療養介護費」+各種「加算」の合計に7.5%を乗じた額 /1月につき	

※合計単位数に地域区分割合 10.45を乗じた合計のうち、『介護保険負担割合証』に記載された割合が利用者様負担です。

※介護職員等処遇改善加算は令和6年6月から算定。令和6年4月～5月は処遇改善加算Ⅰ(3.9%)、特定処遇改善加算Ⅰ(2.1%)、介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ(0.8%)を算定。

令和6年8月1日